

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月6日
【事業年度】	第79期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	ボーソー油脂株式会社
【英訳名】	BOSO OIL&FAT CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 垂水 龍介
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本石町四丁目5番12号
【電話番号】	03-3241-4226（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 難波 克行
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本石町四丁目5番12号
【電話番号】	03-3241-4226（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 難波 克行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第79期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、株主の皆様に対する配当につきましては、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。従いまして、当社といたしましては、内部留保を充実させることにより、企業体質の強化を図りつつ、収益力の向上に向けて生産の一層の合理化と有利販売に努めるとともに、付加価値製品の再構築を図り、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。また、好況期には、安定的なものを意識しつつも、毎期の業績変化をより反映したものとす所存でございます。

<省略>

(訂正後)

当社は、株主の皆様に対する配当につきましては、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。従いまして、当社といたしましては、内部留保を充実させることにより、企業体質の強化を図りつつ、収益力の向上に向けて生産の一層の合理化と有利販売に努めるとともに、付加価値製品の再構築を図り、安定的な利益還元を行うことを基本方針としております。また、好況期には、安定的なものを意識しつつも、毎期の業績変化をより反映したものとす所存でございます。

当社は、期末配当の年1回の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

<省略>

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

<省略>

(訂正前)

(5) (6) (7) (8) 記載なし

(訂正後)

(5) 取締役の定数

当社は、取締役を10名以内とする旨を定款に定めております。これは、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行することを目的とするものであります。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、機動的な資本政策等の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除いて、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。